

高額なエステ等の契約はよく考えて！

路上でエステ店の無料クーポンをもらい、脱毛の体験をした。1カ所だけのつもりだったが、お得なモニターに勧誘され、断り切れずに全身脱毛を契約した。よくよく考えてみると高額で支払いが不安だ。契約をやめたい。というような相談が寄せられています。

エステ・美容医療等のサービス提供期間が1カ月を超え、支払金額が5万円を超えるような場合は、特定商取引法に該当し、クーリングオフや中途解約ができることがあります。

高額な契約をする時は慎重に十分に検討し、必要のない契約はきっぱりと断りましょう。また、契約書面をよく確認するとともに、支払いの計画を立てましょう。

